

令和元年度第3回 山口市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和元年6月20日（木）午前9時30分～午前10時15分
- 2 場 所 山口市役所（山口総合支所） A会議室
- 3 出席者（1）出席委員（農業委員24名中24名：推進委員6名）
荒瀬 澄枝、伊藤 良雄、上田 正士、小野 基之、海地 博志、
片山 潤之、賀屋 忠之、河村 吉人、神田 一夫、田戸 洋志、
恒富 竹司、徳田 文雄、中川 恵美子、中谷 敏明、原田 雅恵、
原田 好子、藤村 守、藤原 敏郎、安田 敏男、安野 正純、
山根 伊都子、山根 良男、山見 智盟、吉富 崇子

岡本 公一、徳本 優、中川 晴吉、長尾 進、國長 廣治、
中山 隆之

（2）欠席委員
なし

（3）事務局
末貞局長・吉村参事・福井副主幹・戸田岸

（4）会議傍聴人
- 4 会議（1）議事録署名委員指名

（2）議案審議

（3）その他連絡事項

議長

皆様、おはようございます。

これより令和元年度第3回総会を開会いたします。

本日の出席委員は、24名中、出席24名で、委員の過半数の出席がありますので、本日の会議は成立しております。

最初に、議事録署名委員を指名いたします。

荒瀬 澄枝 委員 及び 伊藤 良雄 委員
をお願いいたします。

それでは、農地法第3条に係る申請についての審議を始めます。

農地法第3条に係る審議について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

それでは1ページをお開きください。

合わせて、参考位置図1ページをお開きください。

議案第1号、名田島です。

申請地は、名田島地域交流センターから南東へ1.4kmに位置する、農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に居住する無職の者です。

住宅の排水路として利用するため、地役権の設定を行うものです。

なお、農地法第3条による地役権の設定につきましては、経営に係る農地等及びその周辺の農地等に係る営農条件に支障が生じる恐れがなく、公序良俗に反するものでない場合に認められるものです。

また、この事案の許可につきましては、議案第12号と同時施行といたします。

議案第2号、徳地伊賀地です。

申請地は、徳地総合支所から南西へ3.9kmに位置する、農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

利用権を設定し、現在耕作している申請地を譲り受け、農業経営の安定を図るものです。

取得後の経営規模は113アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

以上で農地法第3条の許可申請に係る議案の説明を終了します。

御審議よろしくをお願いいたします。

議長	次に、該当する地区協議会での協議結果を順次お願いします。 なお、協議結果に特に問題がなければ、問題なしと報告してください。
川東地区委員	問題ありません。
徳地地区委員	問題ありません。
議長	事務局からの議案説明及び地区協議会からの報告が終わりましたので、議案審議に入ります。 農地法第3条に係る全議案は、先ほど関係座長さんから報告がありましたとおり、「問題なし」として総会に提出されております。委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。
	【意見なし】
議長	それでは、以上で農地法第3条に係る議案審議を終わります。ただいま審議しました農地法第3条に係る全議案について、一括で採決を行います。 全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。
	【委員挙手（多数）】
議長	挙手多数と認め、只今審議しました農地法第3条に係る申請については、全て「許可」といたします。
	続きまして、農地法第4条に係る議案についての審議を始めます。 農地法第4条に係る審議について、事務局より議案説明をお願いします。
事務局	それでは3ページをご覧ください。 合わせて、参考位置図4ページをお開きください。
	議案第3号、白石一丁目です。 申請地は、山口市役所から北西へ280mに位置する、都市計画法の規定による用途地域が定められた地域内にある第3種農地です。 以下、都市計画法による用途地域につきましては、単に用途地域と説明させていただきます。

事務局

申請人は、神奈川県大和（やまと）市内に居住する会社員です。
退職に伴い、実家のある山口市の自己所有地に、自己用住宅を建設するものです。

議案第４号、朝田です。

申請地は、大歳地域交流センターから南へ２８０ｍに位置する、公共施設から近距離の地域内にある、第３種農地です。

申請人は、市内に居住する無職の者です。

申請地は、これまで農地及び水路・道路の管理のための畦畔として利用していましたが、周辺の宅地化に伴い、今後は公衆用道路として利用するため、道路として整備するものです。

議案第５号、小郡上郷です。

申請地は、ＪＲ仁保津駅から北へ５７０ｍに位置する、用途地域内にある第３種農地です。

申請人は、市内に居住し、不動産賃貸業を営む者です。

隣接地で共同住宅を営んでおり、入居者も多く需要が見込めるため、共同住宅を建設するものです。

以上の農地法第４条に係る議案につきましては、議案書及び只今御説明しましたとおり、農地法第４条第６項第１号の立地基準に適合しており、また、同項第２号、第３号及び第４号の一般基準においても、代替地、資力・権利関係からの計画の妥当性・実現性、及び周辺農業に係る営農条件への影響などを確認したところ問題が無いため、許可要件の全てを満たしているものでございます。

御審議よろしくお願いいたします。

議長

次に、該当する地区協議会での協議結果の報告をお願いします。
なお、協議結果に特に問題がなければ、問題なしと報告してください。

中央地区委員

問題ありません。

川西地区委員

問題ありません。

議長

事務局から議案説明及び地区協議会からの報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

議長

農地法第4条に係る全議案は、先ほど関係座長さんから報告がありましたとおり、「問題なし」として総会に提出されております。委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

【意見なし】

議長

それでは、以上で農地法第4条に係る議案審議を終わります。採決に入ります。只今審議しました農地法第4条に係る審議について、採決を行います。農地法第4条に係る申請について、「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

議長

挙手多数と認め、只今審議しました農地法第4条に係る申請については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行い、「許可」といたします。

それでは、農地法第5条に係る議案についての審議を始めます。
農地法第5条に係る審議について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

それでは、6ページをご覧ください。
合わせて、参考位置図7ページをお開きください。

議案第6号、大内長野です。

この事案につきましては、許可申請受理後、現在の事業計画において、建築が予定されている建築物の建物用途が、用途地域による制限を受け、建築できないことが判明しました。

そのため、農地法第5条第2項第3号の一般基準において、計画の実現性に問題があるため指摘をしたところ事業計画を修正して、再度提出する旨の連絡を受けておりますので、この事案については審議保留とします。

なお、この事案と同時に申請されている議案第24号の事業計画変更につきましても合わせて審議保留とします。

議案第7号、大内長野です。

申請地は、山口インターチェンジから北西へ1.5kmに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、東京都新宿区内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。
日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業の拡大を図るものです。

議案第8号、宮野下です。

申請地は、J R 宮野駅から南東へ310mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地周辺は、住宅化が進み、学校、スーパー、医療関係等が集合しており、需要が見込めることから宅地分譲するものです。

なお、この事案につきましては、都市計画法の規定による開発許可と同時施行といたします。

以下、都市計画法による開発許可と同時施行の場合は、単に開発許可と同時施行と説明させていただきます。

議案第9号、白石一丁目です。

申請地は、山口市役所から北西へ250mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、防府市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地周辺は、交通の便がよく、市街地にも近く居住環境に恵まれ、需要が見込めることから宅地分譲するものです。

議案第10号、吉田です。

申請地は、平川地域交流センターから南東へ1.7kmに位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地周辺は、市街地から離れており、また今後交通の便が良くなると見込まれ、資材置場として最適であるため、貸資材置場を整備するものです。

議案第11号、黒川です。

申請地は、平川地域交流センターから南西へ620mに位置する、公共施設に比較的近い距離にあり、規則第45条第2号ただし書きに該当する第2種農地です。

申請人は、防府市内に居住し、不動産業を営む者です。

申請地周辺は、交通の便がよく通学通勤、居住環境に恵まれ、需要が見込めるため建売住宅を建設するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第12号、名田島です。

申請地は、名田島地域交流センターから南東へ1.4kmに位置する、農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に居住する無職の者です。

住宅を集落排水と接続するため、申請地の地中に管を埋設する必要があり、申請地を一時的に借り受け、工事を行うものです。

なお、この事案につきましては農用地区域内の農地ですが、一時的な転用であって、かつ当該利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であり、農地法施行令第4条第1項第1号に該当し、許可の対象となるものです。

また一時転用ですので、申請人からは令和元年8月30日までに現状を回復する旨の誓約書が提出されています。

議案第13号、秋穂二島です。

申請地は、二島地域交流センターから西へ370mに位置する、公共施設に比較的近い距離にある、第2種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地に地上権を設定し、太陽光発電設備を設置し売電事業の拡大を図るものです。

議案第14号、秋穂東です。

申請地は、秋穂総合支所から南へ2.4kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に居住する会社員です。

現在、自宅に駐車場がないため、隣接する申請地を取得し、駐車場として整備するものです。

なお、申請地は、平成20年頃に農地法の許可を得ることなく駐車場として造成されたものですが、川東地区協議会で追認され、申請人からは今後は農地法を遵守する旨の始末書が提出されております。

議案第15号、秋穂東です。

申請地は、秋穂総合支所から北へ620mに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に居住する農業兼会社員です。

既存の農機具置場が手狭なため、申請地を譲り受け、農機具置場として利用するものです。

なお、申請地は、平成25年頃に農地法の許可を得ることなく農機具置場として造成されたものですが、川東地区協議会で追認され、申請人からは今後は農地法を遵守する旨の始末書が提出されております。

議案第16号、嘉川です。

申請地は、JR上嘉川駅から西へ520mに位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地周辺は宅地化が進み、大型店舗や小学校が近く、住環境に恵まれているため建売住宅を建設するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第17号、江崎です。

申請地は、JR上嘉川駅から南東へ1.9kmに位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は、広島県広島市中区内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業の拡大を図るものです。

議案第18号、江崎です。

申請地は、JR嘉川駅から西へ900mに位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に居住する会社員です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業に参入するものです。

議案第19号、江崎です。

申請地は、JR嘉川駅から南西へ1.3kmに位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は、福岡県柳川市内に居住し、太陽光発電事業を営む者です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業の拡大を図るものです。

議案第 20 号、深溝です。

申請地は、J R 深溝駅から南東へ 150 m に位置する、公共施設から近距離の地域内にある、第 3 種農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

申請地地中に水道管を敷設してありますが、隣接地の宅地化に伴い、申請地を取得し、表層部を補強し管の保全を図るものです。

議案第 21 号、深溝です。

申請地は、J R 深溝駅から南東へ 150 m に位置する、公共施設から近距離の地域内にある、第 3 種農地です。

申請人は、市内に居住し、建設業を営む者です。

現在居住している建物を、自己が経営している会社の社員寮として利用するため、申請地を取得し新たに自己用住宅を建設するものです。

議案第 22 号、小郡上郷です。

申請地は、J R 上郷駅から北東へ 1.2 km に位置する、用途地域内にある第 3 種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、自動車販売業を営む法人です。

業務拡大により既存の敷地が手狭になったため、申請地を取得して資材置場を新たに整備するものです。

議案第 23 号、小郡上郷です。

申請地は、J R 上郷駅から北東へ 1.2 km に位置する、用途地域内にある第 3 種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、自動車販売業を営む法人です。

業務拡大により既存の敷地が手狭になったため、申請地を取得し敷地拡張し、駐車場を増設するものです。

以上の、審議保留となりました議案第 6 号を除く、農地法第 5 条の議案につきましては、議案書及び只今御説明しましたとおり、農地法第 5 条第 2 項第 1 号の立地基準に適合しており、また、同項第 2 号、第 3 号及び第 4 号の一般基準においても、代替地、資力・権利関係からの計画の妥当性・実現性、及び周辺農業に係る営農条件への影響などを確認したところ問題が無いため、許可要件の全てを満たしているものとさせていただきます。御審議よろしく願いいたします。

議長	次に、該当する地区協議会での協議結果の報告をお願いします。 なお、協議結果に特に問題がなければ、問題なしと報告してください。
北部地区委員	議案第 6 号は保留。他は問題ありません。
中央地区委員	問題ありません。
川東地区委員	問題ありません。
川西地区委員	問題ありません。
議長	只今、事務局から議案説明及び地区協議会からの報告が終わりましたので、議案審議に入ります。 議案第 6 号を除く 5 条に係る全議案は、先ほど関係座長さんから報告がありましたとおり、「問題なし」として総会に提出されております。委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。 【意見なし】
議長	それでは、以上で農地法第 5 条に係る議案審議を終わります。採決に入ります。ただいま審議しました農地法第 5 条に係る審議のうち、議案第 7 号から議案第 23 号について、一括で採決を行います。農地法第 5 条に係るこれらの申請について、全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。 【委員挙手（多数）】
議長	挙手多数と認め、只今審議しました農地法第 5 条に係る申請については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行い、「許可」といたします。 次に、事業計画変更に係る申請についての審議を始めます。 事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは、18 ページをご覧ください。 合わせて参考位置図 24 ページをお開きください。

事務局

議案第24号、大内長野です。

この事案につきましては、議案第6号の農地法第5条申請と合わせて審議保留になる旨をご説明しましたので省略いたします。

議案第25号、宮野上です。

申請地は、JR仁保駅から南西へ1.8kmに位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

平成30年12月21日付けで農家住宅の敷地拡張を目的とした農地法第4条の許可を受け、合併浄化槽10人槽1基を設置する計画でしたが、基準を満たすために合併浄化槽を2基設置する必要があることが判明したため、転用面積を拡大するものです。

以上の事業計画変更の議案のうち、議案第25号につきましては、議案書及びただいま御説明しましたとおり、農地法第5条第2項第1号の立地基準に適合しており、また、同項第2号、第3号及び第4号の一般基準においても、代替地、資力・権利関係からの計画の妥当性・実現性、及び周辺農業に係る営農条件への影響などを確認したところ問題が無いため、許可要件の全てを満たしているものでございます。御審議よろしくお願いいたします。

議長

次に、該当する地区協議会での協議結果の報告をお願いします。

なお、協議結果に特に問題がなければ、問題なしと報告してください。

北部地区委員

議案第24号は審議保留。

中央地区委員

問題ありません。

議長

只今、事務局から議案説明及び地区協議会からの報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

議案第25号につきましては、先ほど関係座長さんから報告がありましたとおり、「問題なし」として総会に提出されております。委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしく申し上げます。

【意見なし】

議長	それでは、以上で事業計画変更に係る議案審議を終わります。採決に入ります。只今審議しました議案第２５号について、採決を行います。議案第２５号についてについて、「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。
	【委員挙手（多数）】
議長	挙手多数と認め、只今審議しました議案第２５号については、「許可」といたします。 次に、農用地利用集積計画についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。
事務局	それでは、２０ページをご覧ください。 農用地利用集積計画について説明いたします。
	議案第２６号です。 地区協議会において、協議していただいたとおりで、合計３７筆６２,０２９㎡でございます。 計画申請の内容は、山口市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているなど農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしております。御審議よろしくお願いいたします。
議長	只今、事務局から議案説明がありましたが、各農業委員又は推進委員から意見等があればお願いします。
	【意見なし】
議長	それでは、特に意見がないようですので、只今審議しました農用地利用集積計画につきまして、「決定」とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。
	【委員挙手（多数）】
議長	挙手多数と認め、農用地利用集積計画については、山口市の計画通り「決定」とします。 次に、農用地利用配分計画に対する審議を行います。議案説明を事務局よ

議長

りお願いします。

事務局

それでは、21ページをご覧ください。
農用地利用配分計画に対する意見聴取について説明いたします。

議案第27号です。

地区協議会において協議していただいたとおりで、
合計1筆、2,039㎡でございます。

計画申請の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項
の各要件を満たしております。

御審議よろしく願いいたします。

議長

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員又は推進委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

議長

それでは、特に意見がないようですので、只今審議しました農用地利用配分計画について「異議なし」と回答とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

議長

挙手多数と認め、農用地利用配分計画については、「異議なし」として、
山口市に回答します。

それでは次に、農用地区域の変更についての審議を行います。
議案説明を事務局よりお願いします。

事務局

それでは、22ページをご覧ください。

議案第28号、農用地区域の変更について説明いたします。

各地区協議会において、審議していただいたとおりで、除外申請が21筆、
8,038.53㎡、用途区域変更が4筆、1,943.74㎡でございます。

御審議よろしく願いいたします。

議長

只今事務局から議案説明がありました、各委員さんから何か御意見等があればお願いします。

【意見なし】

議長

特に意見がないようですので、只今審議しました議案第28号の農用地区域の変更について、採決を行います。

異議なしとすることに賛成の方の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

議長

挙手多数と認め、異議はないものとして、山口市に回答します。

次に、現況証明についての審議を行います。議案説明を事務局よりお願いします

事務局

それでは、23ページをご覧ください。

合わせて、参考位置図25ページをお開きください。

議案第29号、宮野下です。

登記地目が田の土地1筆、293㎡については、昭和49年5月15日付で、住宅を建築する目的で農地法第5条の許可を受けましたが、造成のみを行い、平成17年頃から駐車場として利用され、現在に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第30号、吉敷赤田二丁目です。

登記地目が田の土地1筆、370㎡については、平成3年頃から隣接の宅地と一体で利用され、現在に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第31号、吉田です。

登記地目が畑の土地1筆、46㎡については、昭和53年以前から隣接の宅地と一体で利用され、現在に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお

事務局

諮りするものです。

議案第32号、阿東徳佐中です。

登記地目が田の土地2筆、797㎡については、昭和54年から耕作を放棄され、荒廃し、現在に至るものです。

荒廃で面積が500㎡以上ですので、本日の会議にお諮りするものです。

現況証明については以上です。御審議よろしく願いいたします。

議長

それでは、議案審議に入ります。只今、事務局から議案説明がありましたが、各農業委員又は推進委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

議長

それでは、特に意見がないようですので議案第29号から議案第32号までの現況証明を発行することに「異議なし」とする農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

議長

挙手多数と認め、現況証明につきましては全て発行することといたします。

それでは次に、本日、追加議案となりました議案第33号、山口市農地利用最適化推進委員の委嘱について審議を行います。事務局より説明をお願いします。

事務局

阿東生雲地域の推進委員に欠員が生じたため、去る、5月24日から6月13日までの間再募集を行い1名の推薦がございました。

本日総会前に、推進委員候補者評価委員会を開催し、阿東生雲中716番地2 伊藤（いとう）啓一郎（けいいちろう）氏を農地利用最適化推進委員に内定いたしました。

7月1日に委嘱を予定しておりますが、推進委員の委嘱にあたっては、農業委員会等に関する法第17条第1項で農業委員会が推進委員を委嘱しなければならないと規定がございますので本日総会でお諮りするものです。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

議長	只今事務局から議案説明がありました、各委員さんから何か御意見等があればお願いします。 【意見なし】
議長	それでは、特に意見がないようですので、伊藤（いとう）啓一郎氏の（けいいちろう）氏の推進委員委嘱を認める委員の挙手を求めます。 【委員挙手（多数）】
議長	挙手多数により伊藤氏の推進委員委嘱を認めます。 なお、令和元年7月1日付けで委嘱を行います。 以上で本日の議案審議はすべて終わりました。 次に、報告事項に入ります。事務局より報告をお願いします。
事務局	本日お配りしております報告第1号の農地法関係各種届出および通知の一覧表をご覧ください。5月分の受付状況は記載のとおりです。 また、報告第2号の意見聴取事案については、別紙のとおりです。 報告については以上です。
議長	只今、事務局から報告がありました、各委員さんから質問・意見等がありましたらお願いします。 【意見なし】
議長	以上を持ちまして、本日の総会を終了いたします。 最後に事務局から連絡事項等、何かありますか。また、各委員さんから何かございますか。 【意見なし】
議長	それでは、本日の日程を全て終了します。お疲れ様でした。

以上、令和元年度第3回山口市農業委員会総会議事録である。

令和元年6月20日

山口市農業委員会 会長 安田 敏男

この議事録は正当であって決議事項に相違ないことを認める。

会 長 安田 敏男

署名委員 荒瀬 澄枝

署名委員 伊藤 良雄

記 録 者 戸田岸 磨帆